

# 東三河地区の受付窓口について

# 【東三河地区】

対象事業所：豊橋市を除く東三河地区（豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村）のすべての介護保険事業所

申請の内容			提出先	申請様式	備考
区分	基準日	提出期限			
新規指定・開設許可 (図面相談を含む)	H30.4月 指定(開設許可)	H30年2月末日	東三河福祉 相談センター ／高齡福祉 課(※)	県様式	指定を受けよう とする日で判断 する。
	H30.5月 指定(開設許可)	H30年3月末日			
	H30.6月 指定(開設許可)	H30年4月以降	東三河広域 連合	東三河広域連 合様式	
更新指定・ 更新許可	有効期限満了日: H30.4.30～H30.5.30	H30年3月末日	東三河福祉 相談センター ／高齡福祉 課(※)	県様式	有効期限満了 日で判断する。
	有効期限満了日: H30.5.31～H30.6.29	H30年4月以降	東三河広域 連合	東三河広域連 合様式	
加算届 (処遇改善加算を含 む。居宅介護支援事業 所の特定事業所集中 減算を除く。)	H30.3.15までに提出さ れるもの	H30.3.15日	東三河福祉 相談センター ／高齡福祉 課(※)	県様式	加算の適用日 ではなく、加算届 出の提出日で判 断する。 加算は、事業 種別及び加算種 別により提出期 限が異なるので 留意すること。
	H30.3.16以降に提出さ れるもの	H30.3.16日以降	東三河広域 連合	H30年3月未 までの届出につ いては、県様式 それ以降は、 東三河広域連 合様式	
居宅介護支援事業所 の特定事業所集中減 算届出書	平成29年度後期分 H30.3.15期限	H30.3.15日 東三河福祉相談センター必着	東三河福祉 相談センター	県様式	期限内にセン ターに提出する こと。
変更届	H30.3.15までに提出さ れるもの	H30.3.15日 (変更した日から10日後以内)	東三河福祉 相談センター ／高齡福祉 課(※)	県様式	適用日ではな く、届出(申請) の提出日で判断 する。
	H30.3.16以降に提出さ れるもの	H30.3.16日以降 (変更した日から10日後以内)	東三河広域 連合	H30年3月未 までの届出につ いては、県様式 それ以降は、 東三河広域連 合様式	
介護老人保健施設の 変更許可	H30.4.13までの変更	H30年3月末日まで (変更日しようとする日の2週間前)	高齡福祉課	県様式	適用日で判断 する。
	H30.4.14以降の変更	H30年4月以降 (変更日しようとする日の2週間前)	東三河広域 連合	東三河広域連 合様式	
廃止届・休止届	H30.4.30までの休廃止	H30.3末日まで (休廃止しようとする日の1か月前)	東三河福祉 相談センター ／高齡福祉 課(※)	県様式	廃止・休止・再開 をしようとする日 で判断する。
	H30.5.1以降の休廃止	H30.4月以降 (休廃止しようとする日の1か月前)	東三河広域 連合	東三河広域連 合様式	
再開届	H30.3.20までの変更	H30年3月末日まで (再開した日から10日以内)	東三河福祉 相談センター ／高齡福祉 課(※)	県様式	再開した日 で判断する。
	H30.3.21以降の変更	H30年4月以降 (再開した日から10日以内)	東三河広域 連合	東三河広域連 合様式	

※提出期限が閉庁日の場合は、直前の開庁日が提出期限となるため御注意ください。

※介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護(空床型)、短期入所療養介護(施設みなし)については、高齡福祉課が窓口となる。

その他サービスについては、東三河福祉相談センターが窓口となる。

〒440-0806 豊橋市八町通5-4 東三河県庁(愛知県東三河総合庁舎2階)  
東三河福祉相談センター 地域福祉課  
【電話】 0532-35-6152 【FAX】 0532-54-5136 【E-mail】 higashimikawa-fukushi@pref.aichi.lg.jp

※愛知県が提出先となる場合は、提出時に所定の手数料の納付が必要。(新規指定、開設許可、更新指定(許可)及び変更許可(図面の変更に係る場合)の申請)。東三河広域連合が提出先となる場合は、東三河広域連合が定める手数料の納付が必要。